

一時多量ごみに関する許可制度のない政令指定都市の対応状況について

1 一時多量ごみの収集運搬の許可を出していない政令指定都市

○3都市（川崎市、相模原市、堺市※）

※委託業者による収集運搬あり

2 相模原市の対応状況について

相模原市では、通常の収集日に排出してもらうか、排出者自らが処理施設へ直接搬入することができます。

【直接搬入の際の手数料】 150円／10kg

（参考）

堺市では、委託業者による収集運搬か、排出者自らが処理施設へ直接搬入することができます。

【直接搬入の際の手数料】 破砕施設を使用する廃棄物
170円／10kg

【委託業者の際の手数料】 破砕施設を使用する廃棄物
12,200円／トン（または2m³）まで
※屋内の片付け等は含まず、屋外からの収集運搬のみ

（環境局調べ）